

第 2 1 期鳥取海区漁業調整委員会委員名簿

任期：平成 2 8 年 8 月 1 2 日～平成 3 2 年 8 月 1 1 日

区分	氏名	住所	職歴等	備考
知事 学識 経験者 3名 選任	はまお 浜尾 ちえ乃	岩美郡岩美町大羽尾	鳥取県漁協女性部連絡協議会副会長	
	いもと 井本 けいこ 慶子	境港市高松町	山陰旋網漁協営業マネージャー	
	たかみ 高見 しんご 信悟	境港市朝日町	元鳥取県漁業協同組合境港支所長 元境港水産物市場管理(株)業務部長	
	わたなべ 渡部 としあき 俊明	鳥取市賀露町	元鳥取県職員（水産試験場長・水産課長 ・栽培漁業センター所長）	
公選 6名	いたくら 板倉 たかし 高司	岩美郡岩美町大字大谷	鳥取県漁業協同組合副組合長理事	
	てらだ 寺田 ゆきみ 幸実	東伯郡琴浦町大字赤碕	沿岸漁業経営 赤碕町漁業協同組合専務理事	
	かげやま 景山 かずお 一夫	境港市中野町	鳥取県漁業協同組合代表理事組合長	
	やまね 山根 しょうへい 正平	岩美郡岩美町大字田後	沿岸漁業経営 田後漁業協同組合専務理事	
	こだま 児玉 ひかる 輝	鳥取市賀露町	沿岸漁業経営 鳥取県漁業協同組合賀露支所所属	
	むら 武良 けんじ 賢治	米子市大崎	米子市漁業協同組合代表理事組合長	

海区漁業調整委員会について

1 目的

漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構であり、海面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的としている。

漁業法第84条、地方自治法第180条の5に基づき設置されている行政委員会。

根拠法令

【漁業法】

(漁業調整委員会)

第82条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は其の設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

(設置)

第84条 海区漁業調整委員会は、海面につき主務大臣が定める海区に置く。

2 主務大臣は、前項の規定により湖沼を指定し、又は海区を定めたときは、これを公示する。

【漁業法第84条第1項の海区指定】(昭和25・3・14号外 農告53)

漁業法第84条第1項の規定により、海区を次のように定める。

海区の名称 海区

(略)

琵琶湖 琵琶湖(周辺の内湖を含む。)

鳥取 鳥取県の地先海面

島根 鳥取県と島根県との境から島根県と山口県との境に至る地先海面(中海を含む。)

隠岐 島根県隠岐郡の地先海面

(略)

【地方自治法】

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、下の通りである。

1. 教育委員会
2. 選挙管理委員会
3. 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
4. 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、下の通りである。

1. 公安委員会
2. 地方労働委員会
3. 取用委員会
4. 海区漁業調整委員会
5. 内水面漁場管理委員会

以下略

2 主な活動内容

(1) 行政庁の諮問機関として調整、答申等を行う。

… { 漁業権の免許について
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等に基づく行政庁の基本計画について
県漁業調整規則の制定、改廃について

(2) 漁業に関する制限、禁止等について「委員会指示」を行う。

(3) 漁業許可等の取扱についての方針等を決定する。

(4) その他漁業調整に関する協議を行う。

3 委員会の権限と機能（漁業法第83条）

その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

- ・ 漁業権の免許等について調査審議（漁業法第11条、第12条、第34条、第36条～第39条、第40条）
- ・ 入漁権に関する裁定（漁業法第45条）
- ・ 都道府県漁業調整規則についての調査審議（漁業法第65条）
- ・ 委員会指示（漁業法第67条）
- ・ 土地及び土地の定着物の使用権設定、貸付契約に関する裁定（漁業法第125条、第126条）

4 委員会指示とは（漁業法第67条）

- ・ 委員会が、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止又は解決を図るなど「漁業調整」のために関係者に対し必要な指示をすること。
- ・ 委員会の協議のみで指示をすることができ、都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件等によって固定的に調整することが不適当な事項について、随時に局地的に漁業調整を図るために発動される。
- ・ 採捕の制限禁止はもちろん、積極的に「……すべし」という義務も課しうる。
- ・ 委員会指示違反ということでは、なんら罰則はなく、指示に従わない者がいるときは、委員会が知事に対して、その者に指示に従えという命令（「裏付け命令」と呼ばれる。）を出すように申請し、知事がそれを受けて裏付け命令を出したのに、なおも指示に従わないときに、その者は知事の裏付け命令違反として罰則が課せられる。
- ・ 知事は委員会に対し、その指示について必要な指示をし、また、妥当でないと認めるときはその全部又は一部を取り消すことができる。

（参考）第21期鳥取海区漁業調整委員会委員について

任期：平成28年8月12日から平成32年8月11日まで（4年間）

委員定数：10名（公選委員6名、学識経験者3名、公益代表1名）

報酬日額：鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例 第2条により規定

会長 16,800円 委員 14,800円

根拠法令

【漁業法】

（所掌事項）

第83条 漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

（構成）

第85条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。但し、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が第3項第2号の委員の中からこれを選任する。

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

1 次条の規定により選挙権を有する者が同条の規定により被選挙権を有する者につき選挙した者9人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、6人）

2 学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者4人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、3人）及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者2人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、1人）

4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。

6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

【漁業法第85条第3項の主務大臣が指定する海区】（昭和38・9・6 農告1172）

漁業法第85条第3項第1号の規定に基づき、同号の主務大臣が指定する海区を次のように指定する。

秋田、・・・(略)・・・、鳥取、(以下、略)

（兼職の禁止）

第95条 委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない。

（委員の辞職の制限）

第96条 委員は、正当な事由がなければ、その職を辞することができない。

(被選挙権の喪失による委員の失職)

第97条 委員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、委員が第87条第1項第2号若しくは第2項又は第94条において準用する公職選挙法第252条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、委員会が決定する。この場合において、被選挙権を有しない旨の決定は、出席委員の3分の2以上の多数によらなければならない。

2～5 (略)

(就職の制限による委員の失職)

第97条の2 委員が地方自治法第108条の5第6項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、第85条第3項第1号の委員にあつては委員会、同項第2号の委員にあつては都道府県知事が決定する。この場合において、委員会の決定は、出席委員の3分の2以上の多数によらなければならない。

2 (略)

【地方自治法】

第108の5 (略)

2～5 (略)

6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

7～8 (略)

(委員の任期)

第98条 委員の任期は、4年とする。

2 第85条第3項第1号の委員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、委員の任期満了の日前に一般選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

4 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(委員の解職の請求)

第99条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、都道府県の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。

2 (略)

3 第1項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表し、これを選挙権を有する者の投票に付さなければならない。

4 委員は、前項の規定による解職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。

5 (略)

(委員の解任)

第100条 都道府県知事は、特別の事由があるときは、第85条第3項第2号の委員を解任することができる。

(委員会の会議)

第101条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。

第102条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。但し、海区漁業調整委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

鳥取海区漁業調整委員会事務局（H28.8.12 現在）

1 所在地

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県農林水産部水産振興局水産課内

2 事務局職員

事務局長 平野 誠師（水産課長 兼務）

次 長 氏 良介（水産課課長補佐 兼務）

書 記 難波 克典（〃 係長 併任）

書 記 志村 健（〃 係長 併任）

書 記 田嶋 輝一（〃 主事 併任）

3 県水産課 担当者

漁業調整担当 係 長 渡辺 秀洋

4 連絡先

電 話 （0857）26-7318

ファクシミリ （0857）26-8131

電子メール suisan@pref.tottori.jp

鳥取海区漁業調整委員会規程

改正	昭和32年6月28日	第27回委員会
同	昭和39年10月7日	第106回委員会
同	昭和45年11月5日	第150回委員会
同	昭和47年11月20日	第161回委員会
同	平成16年9月10日	第291回委員会
同	平成24年3月21日	第335回委員会

(所事業項)

第1条 鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、鳥取海区の区域内に於ける漁業に関する事項を処理する。

(委員会)

第2条 委員会は委員10名をもって組織する。
2 委員会には会長及び会長職務代理者各1名を置く。
3 会長及び職務代理者は委員会の互選により決める。
4 委員会は特別の事項を調整審議するため必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

(会長の職務)

第3条 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
2 職務代理者は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときその職務を行う。
3 会長及び職務代理者の任期は4年とする。

(会議)

第4条 委員会は、会長がこれを招集する。会長に事故あるときは、会長職務代理者がこれを招集する。会長及び会長職務代理者共に事故あるときは委員の中で最年長者が招集する。ただし、委員の改選後最初の委員会は知事がこれを招集する。
2 委員会は、委員の3分の1以上が議案を示してその開催を請求したときは、会長は請求のあった日から10日以内に委員会を招集しなければならない。
3 委員会を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を開催の日から3日前までに通知しなければならない。

第5条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。
2 議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは会長の決するところによる。
3 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

第6条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認められた事項についてはこの限りでない。

第7条 委員会は議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。
2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第8条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあづかることができない。ただし、委員会において承認したときは、この限りでない。

第9条 会長は、委員会の議事録を作成し下の事項を記載する。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

第10条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名押印する。

(事務局)

第11条 委員会に関する事務を処理するため事務局を置く。

第12条 事務局は会長が統轄する。

第13条 事務局は鳥取県庁農林水産部水産振興局水産課内に置く。ただし、必要に応じ境港市に事務局支所又は出張所をおくことができる。

第14条 事務局に書記を置き会長これを任命する。

第15条 職員の職は、局長、次長、係長、主任及び主事とする。

2 前項の職員は書記の中から会長がこれを選任する。

第16条 事務局長は、会長の命を受け職員を指揮し事務局に関する事務を総理する。

2 次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故あるとき又は欠けたるとき、その職務を代行する。

3 係長及び主任は、上司の指揮を受け事務を処理する。

4 主事は、上司の指揮を受け事務に従事する。

第17条 事務局長は、会長又はその代理者に事故あるときは、事務につき代決することができる。ただし、重要な事項については、後閲を受けなければならない。

(現用公文書の管理)

第18条 委員会の現用公文書の作成、整理、保存その他の管理に関しては、知事の事務部局の現用公文書の管理に関する定め例による。ただし、会長の決裁を受ける起案文書は、電子決裁等システムによらず、紙文書によるものとする。

(給与及び服務)

第19条 職員に対する給与並びに服務については、鳥取県条例並びに規則その他の定めるところによる。

第20条 委員会の公布する規則及び告示は鳥取県公布式条例を準用する。

第21条 委員会及び会長並びに事務局長の公印は次のとおりとする。

(略)

第22条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

第23条 前各号に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

この規程は、昭和29年9月7日から施行する。

平成28年度 鳥取海区漁業調整委員会開催実績及び今後の予定

	日程	予定議題
第358回	7/14 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸漁業におけるクロマグロの資源管理について (報告) ・ 鳥取県浜の活力再生広域プランについて (報告) ・ 区画漁業権の漁場計画素案について (報告)
改選 (8/12)		
第359回	8/22 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長等の選出 ・ 漁業調整問題の概要 (報告) ・ 漁業振興施策の概要 (報告) ・ 区画漁業権免許方針、漁場計画原案について (諮問)
公聴会	9/12 (月) ~ 9/16 (金) の うち1日	・
第360回	9/12 (月) ~ 9/16 (金) の うち1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海面漁業権の免許に係る漁場計画 (案) について (答申) ・ 国への要望事項等 (全国漁業調整委員会連合会)
第361回	10/17 (月) ~ 10/21 (金) のうち1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区画漁業権の免許に係る適格性及び優先順位について (諮問) ・ 平成29年県外小型いかつり漁業許可取扱方針について (協議)
第362回	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画について (諮問)
第363回	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ すくい網漁業の操業に関する指示について (協議)